省　令

○農林水産省令第四十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の(二)のシを次のように改める。

シ　組換えＤＮＡ技術（組換えＤＮＡ（酵素等を用いて行うＤＮＡの切断及び再結合の操作により作製されるＤＮＡをいう。以下同じ。）を生細胞に移入し、これを増殖させる技術をいい、次に掲げるものを除く。以下同じ。）によって得られた生物を含む飼料を製造する場合は、当該飼料は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。ただし、当該飼料が安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合は、この限りでない。

(ア)　生細胞に移入された組換えＤＮＡが当該生細胞と同一の分類学上の種に属する微生物のＤＮＡのみから成るようにする技術

(イ)　組換えＤＮＡが移入された生細胞の遺伝子の構成が自然界に存在する微生物の遺伝子の構成と同等となるようにする技術

別表第一の1の(二)のス中「飼料を」を「飼料又は飼料添加物を」に、「製造されたものを含む。」を「製造する」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百四十五号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第二号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十三日

総務大臣　新藤　義孝

第四項中「一〇〇ワット」を「一一〇〇ワット」に、「アマチュア局」を「アマチュア局」に、「株式会社又は有限会社（アマチュア無線用機器の製造業者及び販売業者、又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるものに限る。）により、総務大臣が別に定めて公示するところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた」に改める。

○総務省告示第二百四十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第一の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十三日

総務大臣　新藤　義孝

第1項の表1の項中「200ワット」を「200ワット」に、「株式会社又は有限会社（アマチュア無線用機器の製造業者及び販売業者、又はこれらの者がその役員の三分の一以上を占めるものの一以上を占めるものを除き、総務大臣が別に定めるところにより公示するところによるものに限る。）により、総務大臣が別に定める手続に従つて」を「総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた」に改める。

○総務省告示第二百四十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第二号一(4)の規定に基づき、昭和五十八年郵政省告示第五百三十二号（無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十三日

総務大臣　新藤　義孝

「一〇〇ワット」を「一一〇〇ワット」に、「アマチュア局」を「アマチュア局」に、「株式会社又は有限会社（アマチュア無線用機器の製造業者及び販売業者、又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるものを除き、総務大臣が別に定めて公示するところによるものに限る。）により、総務大臣が別に定める手続に従つて」を「総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた」に改める。

○法務省告示第十号

総務省
経済産業省

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十六年七月九日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年七月二十三日

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　セコムパスポート for G-ID

2　特定認証業務を行う者の名称　セコムトラストシステムズ株式会社

3　特定認証業務を行う者の住所　東京都渋谷区神宮前一丁目５番１号

4　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

C4D8 FFDD DD07 E29A C743 7B9B B9B6 A3A5 67DB 0A3F

5　新発行者署名符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

6B2B 1FF4 AB38 0EDA 4144 BB24 537B 549D 41C9 06B2

6　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）

1664 092A BE85 8839 836A 0838 EA85 0712 2D62 70F6 161E 6D38 FCF3 5DCC CC35 093F

7　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

702A FDO6 71AF 04CD 4725 C50B 0469 2DF8 A00F 452B

8　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）

17B2 BE43 57E3 B633 1D77 A0BB 97C5 6456 7317 15D7 7FF7 68D2 42A7 95F0 2B9D EEC7

9　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

D69D 6DC5 1980 851D 7E3F A557 FD02 057C ACAB 744B

10　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）

61E2 4FFF AC99 D3D7 6BF4 4DDA 542C 01FD 7288 39AF D7F9 DF7B 98DC 3917 E5B8 C9E3

○法務省告示第二百十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年七月二十三日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　滋賀県大津市秋葉台10番９号
李幸江　昭和45年４月５日生

朴郁香　平成９年１月６日生

朴勇輝　平成10年11月30日生

住所　岡山県倉敷市下庄533番地
丁菜央子　平成２年３月１日生